

高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域等直接支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、中山間地域等直接支払交付金の交付等の適正かつ円滑な実施を図るため、農林水産省が定める日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知及び平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に基づき市町村及び推進組織（多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙4の第1により設置された組織をいう。以下同じ。）が行う事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象経費及び交付金の額)

第3条 推進事業の交付対象経費及び交付金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 市町村長及び推進組織の長（以下「補助事業者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付金の交付の決定及び交付金の交付の条件)

第5条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、別記第2号様式による交付金交付決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 交付金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 推進事業の実施に当たっては、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要領並びに高知県補助金等交付規則の規定に従わなければならないこと。

(2) 推進事業の執行に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに各市町村及び推進組織の財務規則等の規定に従わなければならないこと。

(3) 推進事業の執行に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 推進事業が予定の期間内に完了しない場合又は推進事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

3 第1項の規定による決定に当たっては、知事は、必要な条件を付することができる。

（推進事業の着手）

第6条 推進事業の着手は、原則として前条第1項の規定による交付金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第3号様式による交付金交付決定前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができる。

（交付金の変更承認の申請）

第7条 補助事業者は、第5条第1項の規定により交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、別記第4号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により交付金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付の決定を別記第5号様式による交付金変更交付決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（推進事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、推進事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による交付金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記第7号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記第8号様式による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、交付金の概算払の請求をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、推進事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第9号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式による消費税等相当額の報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、第8条の推進事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条第1項の交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、交付金を推進事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、推進事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該交付金が既に補助事業者に交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

- 第 14 条 補助事業者は、推進事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して推進事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類等を整備して同項の帳簿とともに推進事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、第1項に規定する帳簿等に加え別記第11号様式による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、推進事業の実施状況、交付金の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は帳簿等の関係書類を検査することができる。

(グリーン購入)

- 第 15 条 補助事業者は、推進事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

- 第 16 条 推進事業又は交付金の交付を受ける補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第11条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 8 日から施行し、平成 16 年度事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 23 日から施行し、平成 17 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 7 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 15 日から施行し、平成 22 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 18 日から施行し、平成 26 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 7 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行し、令和 4 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

交付対象経費		交付額
<p>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第2又は第3に基づいて行う事務に要する経費であって「付表」欄に掲げるもの</p>		定額
<p>付表 1 市町村推進事業</p>		
費目	細目	内 容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する経費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費
委託費		・市町村が実施する取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む。） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与 ・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤及び会計年度任用職員の給与等
	共済費	・会計年度任用職員の給与等に係る社会保険料、児童手当拠出金及び退職金共済掛金
	雑役務費	・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
	測量費	・測量費、図面作成等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

2 推進組織推進事業

費目	細目	内 容
旅費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する経費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
委託費		・推進組織が実施する取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む。） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与 ・職員手当	・会計年度任用職員の給与等
	共済費	・会計年度任用職員の給与等に係る社会保険料、児童手当拠出金及び退職金共済掛金
	雑役務費	・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
	測量費	・測量費、図面作成等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名
(生年月日)

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 推進事業計画
別紙のとおり

4 事業完了予定年月日

5 推進予算の概要 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
県交付金					
市町村費 (又は推進組織費)					
合 計					

(別紙)

令和 年度中山間地域等直接支払推進事業実施計画書 (実績報告書)
(市町村推進事業)

1 促進計画の策定 (実績)

策定時期	備 考
月	

2 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画 (実績)

開催時期	説 明 内 容	備 考
月		

(注) 「備考」欄は、対象集落数等を記入してください。

(2) 推進・指導等の計画 (実績)

実施時期	内 容	備 考
月		

(3) 審査・通知等の計画 (実績)

実施時期	内容・件数等	備 考
月		

(4) 推進に関する手引き等の作成計画 (実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備 考
		部	

3 実施状況の確認事務 (実績)

確認時期	体制・件数等	備 考
月		

4 基準検討会の実施

(1) 構成員

名 称 (設立年月日)	構 成 員		備 考
	氏 名	所属・職名	

(2) 基準検討会の開催計画（実績）

開催時期	検 討 内 容	備 考

5 その他推進事業の実施に必要な事項

(1) 集落協定の体制強化計画（実績）

① ネットワーク化

ネットワークに参加する 集落協定数	ネットワークの数	備 考
協定		

② 統合

統合前集落協定数	統合後集落協定数	備 考
協定	協定	

③ 多様な組織等の参画

農業者団体以外の組織が 参画する集落協定数	非農業者が参画する集落協定数	備 考
協定	協定	

(2) その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備 考

6 経費の配分

市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円

(別表)

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 市町村推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	対象経費				市町村推進事業に要する経費	備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						
(1)促進計画の策定						
(2)推進・指導等						
(3)実施状況の 確認事務						
(4)基準検討会の実施						
(5)集落協定の 体制強化計画の策定						
(6)その他推進事業の 実施に必要な事項						

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(別紙)

令和 年度中山間地域等直接支払推進事業実施計画書
(推進組織推進事業)

1 推進・指導等

実施時期	内 容	備 考
月		

(注)「備考」欄は、対象集落数等を記入してください。

2 実施状況の確認事務

確認時期	体制・件数等	備 考
月		

3 経費の配分

推進組織推進事業に要する経費	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円

(別表)

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）

推進組織推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	対象経費				推進組織推進事業に要する経費	備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		
推進組織推進事業 (1)+(2)+(3)						
(1)推進・指導等						
(2)確認事務						
(3)その他推進事業の 実施に必要な事項						

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

第2号様式（第5条関係）

第 号

令和 年度中山間地域等直接支払推進交付金交付決定通知書

市町村長又は推進組織長 様

令和 年 月 日付け 第 号により申請のありました令和
年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金については、下記のとおり交付する
ことに決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の交付決定額 金 円
- 2 交付の決定に当たっての条件

第3号様式(第6条関係)

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付決定前着手届

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第6条に基づき、交付条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1 事業内容

事業名	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日
〇〇市町村 (又は〇〇推進組織) 推進事業			

2 交付決定前着手が必要な理由

交付条件

- 1 交付金の交付の決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体の負担とするものとする。
- 2 交付金の交付の決定通知を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金の交付の決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

第4号様式（第7条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

市 町 村 長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払推進交付金について、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は、〔 〕の部分を除いてください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）記入事項については、別記第1号様式に準じます。この場合において、交付金の交付の決定に関する内容及び変更後の内容を比較対照することができるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ変更前を上段に括弧書きで記入してください。

令和 年度中山間地域等直接支払推進交付金変更交付決定通知書

市町村長又は推進組織長 様

令和 年 月 日付け 第 号により変更承認申請のありました
令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金については、申請のとおり
これを承認し、令和 年 月 日付け高知県指令 第 号の交付決定
通知の一部を下記のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の変更交付決定額 金 円
- 2 交付の決定に当たっての条件

第6号様式（第8条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

市 町 村 長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました
高知県中山間地域等直接支払推進交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、
高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

第7号様式（第9条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払推進交付金について、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり推進事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
(1) 市町村推 進事業	円	円	%	円		
(2) 推進組織 推進事業						

(注) 1 「事業費」の欄には、県交付金充当額を記載してください。

2 「出来高」欄は、小数点第2位を切り捨ててください。

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金概算払請求書

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払推進交付金について、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

1 請求金額の内訳

令和〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
(1) 市町村推進事業	円	円	円	%	円	
(2) 推進組織推進事業						

(注) 1 「交付決定額」欄は、直近の(変更後の)交付決定額を記入してください。

2 「出来高」欄は、小数点第2位を切り捨ててください。

2 事業遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事 業 完 了 予 定 年 月 日	
(1) 市町村推進 事業	円	円	%	円		
(2) 推進組織推 進事業						

(注) 1 「事業費」の欄には、県交付金充当額を記載してください。

2 「出来高」欄は、小数点第2位を切り捨ててください。

第9号様式（第11条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払推進交付金実績報告書

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

市町村長
又は[推進組織]
組織名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定通知（及び令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で変更通知）がありました推進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 推進事業実績

別紙のとおり

（注）記入事項については、別記第1号様式に準じます。

3 事業完了年月日

4 推進予算の概要

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
県交付金					
市町村費 （又は推進組織費）					
合 計					

5 添付書類

交付金支出調書

(別添) 交付金支出調書

市町村名又は推進組織名()

令和 年度中山間地域等直接支払推進交付金

区分	支出負担行為		支出負担行為の内容
	年月日	金額(円)	
旅費			
計			
諸謝金			
計			
委託費			
計			
通信運搬費			
計			
使用料			
計			
印刷製本費			
計			
消耗品費			
計			
報酬・給与 ・職員手当			
計			
共済費			
計			
雑役務費			
計			
測量費			
計			
その他			
計			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市町村長又は推進組織長 ○○ △△

第10号様式（第11条関係）

令和 年度 日本型直接支払推進交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

組織名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払推進交付金について、高知県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 交付要綱第12条の交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添えてください。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出してください）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載してください

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載してください。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載してください

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添えてください。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第 11 号様式（第 14 条関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（推進組織）名 _____

地区名		地区	事業実施年度	令和	年度	農林水産省所管日本型直接支払推進交付金											
事業区分	事業の内容					工期		経費	配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入してください。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入してください。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入してください。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができます。